

# Ⅲ. 時間外労働削減のための取組に関するアンケート調査概要

## (1) 調査対象

以下の条件に当てはまる事業場から抽出した、10,363 事業場。

- ①平成 23 年 4 月の 1 か月間に時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）を届け出た事業場
- ② 36 協定に特別条項付き 36 協定<sup>(※)</sup>が含まれる事業場

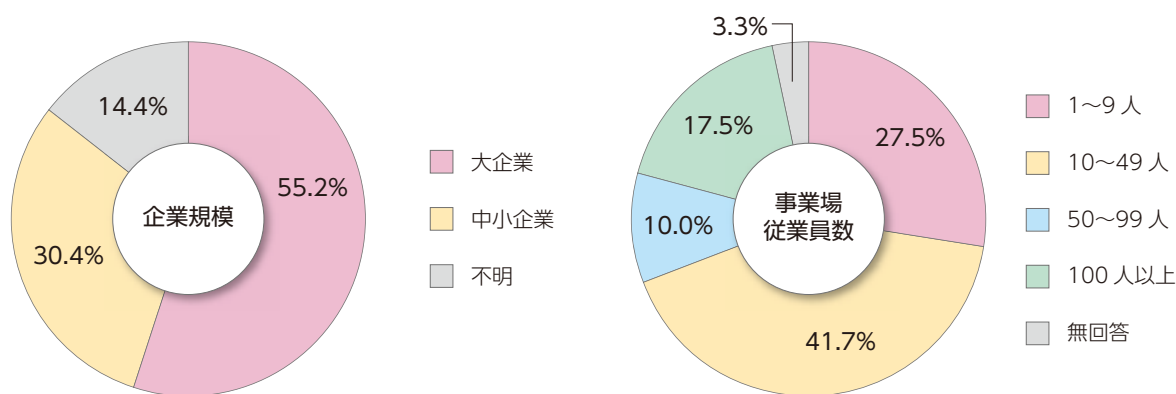
(※)特別条項付き 36 協定……1 日を超え 3 か月以内の期間及び 1 年間の期間について、限度基準告示に定める限度時間を超えて働かせる場合に必要となる労使協定。

## (2) 調査期間、調査方法、有効回答件数

- ①調査期間:平成 23 年 10 月 3 日～ 10 月 21 日
- ②調査方法:郵送式(一部、メール、FAX でも回答を受領)
- ③有効回答件数:3,081 件(有効回答率:29.7%)

## (3) 回答事業場の属性

アンケートに回答した事業場の企業規模、事業場従業員数は以下のグラフのとおりで、従業員数 50 人未満が 7 割弱を占めています。



なお、上記「企業規模」における「中小企業」の判定基準は以下のとおりです。

業種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する総労働者数
小売業	5,000 万円以下		50 人以下
サービス業	5,000 万円以下		100 人以下
卸売業	1 億円以下		100 人以下
その他	3 億円以下		300 人以下

※業種分類は日本標準産業分類(平成 19 年(第 12 回)改定)に従っています。  
※事業場単位ではなく、企業単位で判断しています。

## Ⅳ. 参考資料

労働基準法や関連する告示、これらを解説する資料等は、以下の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

- 厚生労働省「労働時間・休日」：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouzikan.html>
- 厚生労働省「労働基準法が改正されました」：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>
- パンフレット「改正労働基準法のあらまし」：<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/dl/tp1216-1l.pdf>



<http://www.mhlw.go.jp/>